

# 建築確認依頼書について

建築確認依頼書は、国土交通省が定める航空法第49条に基づき、宇都宮飛行場を離着陸する航空機の安全を確保するため建築物が航空法に定める高さ制限に抵触していないか確認させて頂く書類です。

航空法高さ制限に関する書類手続き及び問い合わせは下記のとおりとなっております。

尚、地役権に関する問い合わせについては、お答えする部署ではありませんのでご了承下さい。

～ 宇都宮飛行場周辺に建物等の物件を建築、増改築及び設置する場合の手続きの流れ ～

1 制限表面図（2ページ参照）により、物件が以下に該当するかを確認して下さい。

- (1) 物件が進入表面又は転移表面内に該当
- (2) 物件が水平表面内で、かつ物件の高さ（アンテナ等の従物を含む。）が15m以上に該当

該当する

①制限表面内に該当しない

②水平表面内だが物件の高さが15m未満

本手続きは必要ありません。

水平表面内の15m未満の物件については建築予定住所をこちらまでご連絡下さい。

2 必要な書類を提出して下さい。

(1) 書類の内訳

- ①確認依頼書（4ページを参照）
- ②建築主等の概要・建築物及び敷地に関する事項
- ③案内図（該当するいずれか一つ）  
進入表面：5ページ参照  
転移表面：6ページ又は7ページ参照  
水平表面：8ページ参照

④立面図

(2) 作成時の注意事項

- ① 各書類は数字の順に上から並べ、正本、副本各1部（計2部）提出して下さい。
- ② 案内図及び立面図については「縮尺」及び「作成者の署名又は記名」を付して下さい。
- ③ 案内図には、アンテナ等の従物を含めた最高の高さを記載して下さい。

3 提出して頂いた書類に基づき、自衛隊側が制限高を確認致します。

約2週間程度のお時間を頂きますのでご了承下さい。

4 航空法高さ制限に抵触しない事を確認後、自衛隊側が同意書を発行致します。

- (1) 同意書に誤字、脱字等ないかご確認下さい。
- (2) 同意書については、今回の申請にのみ適用されるものであり、再建築及び増改築時は再度申請が必要となり、地殻変動、測量誤差等により物件の地点の標高及び基準点に変化し、高さ制限が変動することがあります。高さ制限に近接する建築物については、前述の理由から不適格建築物となり、同じ高さであっても再建築及び増改築に同意できない場合がありますのでご了承下さい。

◎ クレーンを使用する場合

- (1) 飛行場の運用時間内に制限表面区域内では制限高を超えてクレーンを使用することはできません。運用時間外での使用は時間の確認も含めて下記へ問い合わせ下さい。
- (2) 使用を問い合わせる際は、「日時」「場所」「使用するクレーンのブームの最大長」「当日に連絡のつく工事担当者名と連絡先」をご連絡下さい。



駐屯地にお越しの際は、事前に連絡の上、

**9：00～11：00、13：00～16：00** の時間内にお願いします。

なお、電話でのご質問等も上記時間内にお願いします。

※平日のみの対応となります。お盆、年末年始等は閉庁日がありますので別途お問合せ下さい。

〒321-0106 栃木県宇都宮市上横田町1360

陸上自衛隊 北宇都宮駐屯地 航空学校宇都宮校 総務課 航空管理班

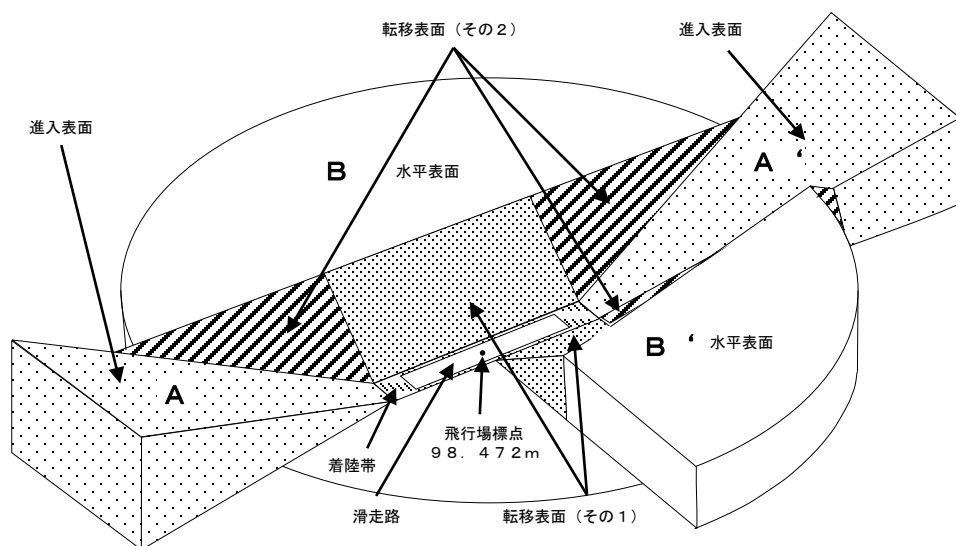
TEL：028-658-2151（内線521、FAX524）



## 制限表面について

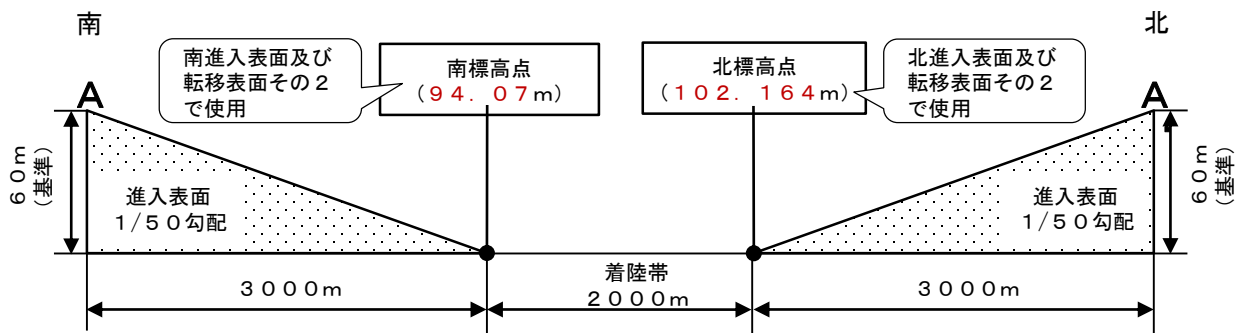
航空法の高さ制限については、着陸帯と呼ばれる滑走路を中心とした一定の区域から現地までの距離及び現地と制限表面ごとに示された滑走路の標高との高低差によって決まります。

着陸帯から各制限表面の勾配から表される高さ制限の立体的なイメージは下図のとおりです。

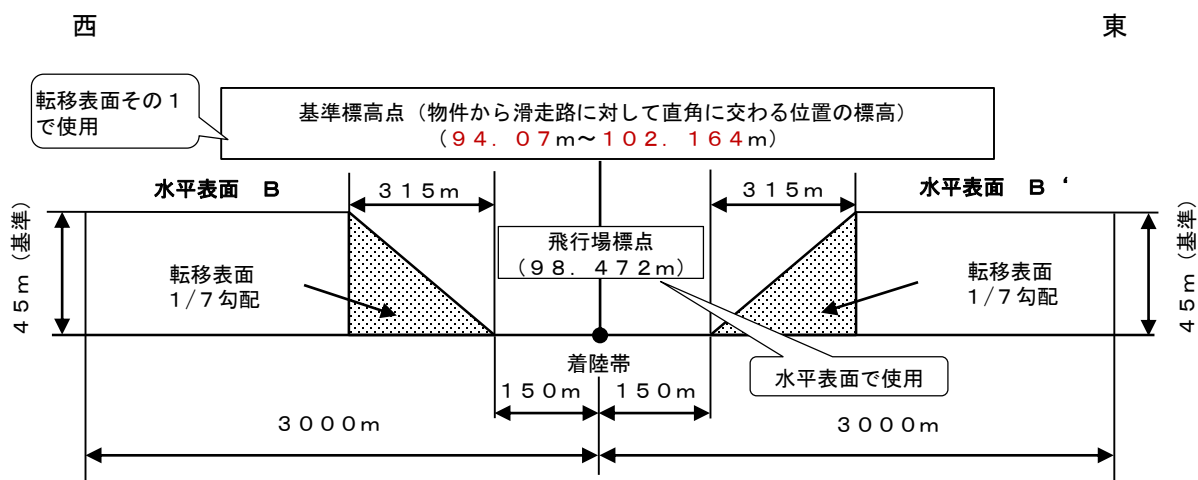


高さの基準となる滑走路の標高点及び標点は、自衛隊で測量した数値を使用しており、令和5年8月10日より、下記の数値を使用しております。現地の高さについては測量、GPS、国土地理院の地図の近傍の標高を使用して高低差を求めてください。

### ○ 東西断面図



### ○ 南北断面図



# 確認依頼書の作成要領（一例）

## 建築確認依頼書

令和○年×月△日

確認依頼書

（航空法第49条関係）

陸上自衛隊

北宇都宮駐屯地司令 殿

航空法第49条に基づく高さ制限の確認を申請します。

この申請書及び添付図面書に記載の事項は、事実と相違ありません。

署名捺印された日付  
（提出の日付と違って問題ありません）

建築主様のお名前

令和○年×月□日  
申請者氏名 防衛 一郎 

設計者氏名 国防 強 

印漏れのないよう、よろしくお願い致します。

案内図（「縮尺」及び「作成者の署名又は記名」を付す。）

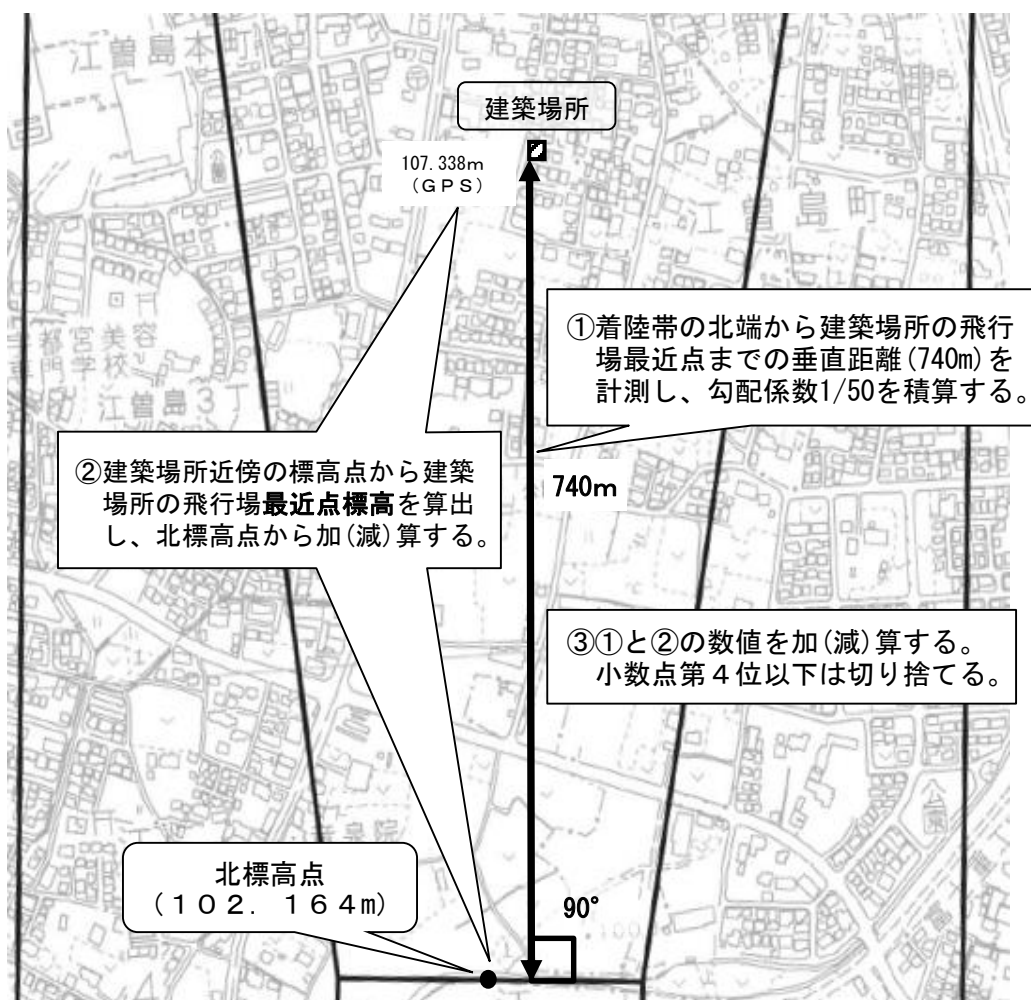
建築主等の概要・建築物及び敷地に関する事項

立面図（「縮尺」及び「作成者の署名又は記名」を付す。）

- 確認依頼書（表紙）について、データ等の配布はしていません。  
おおむね見本のとおりに作製していただければ様式等は問いません。
- 立面図については、最高の高さを記載してください。  
（アンテナ等が屋根より高くなる場合は、アンテナ等込みの高さを記載）
- 提出書類は正本、副本各1部（計2部）提出してください。



## 進入表面の案内図作成例（北側の場合）

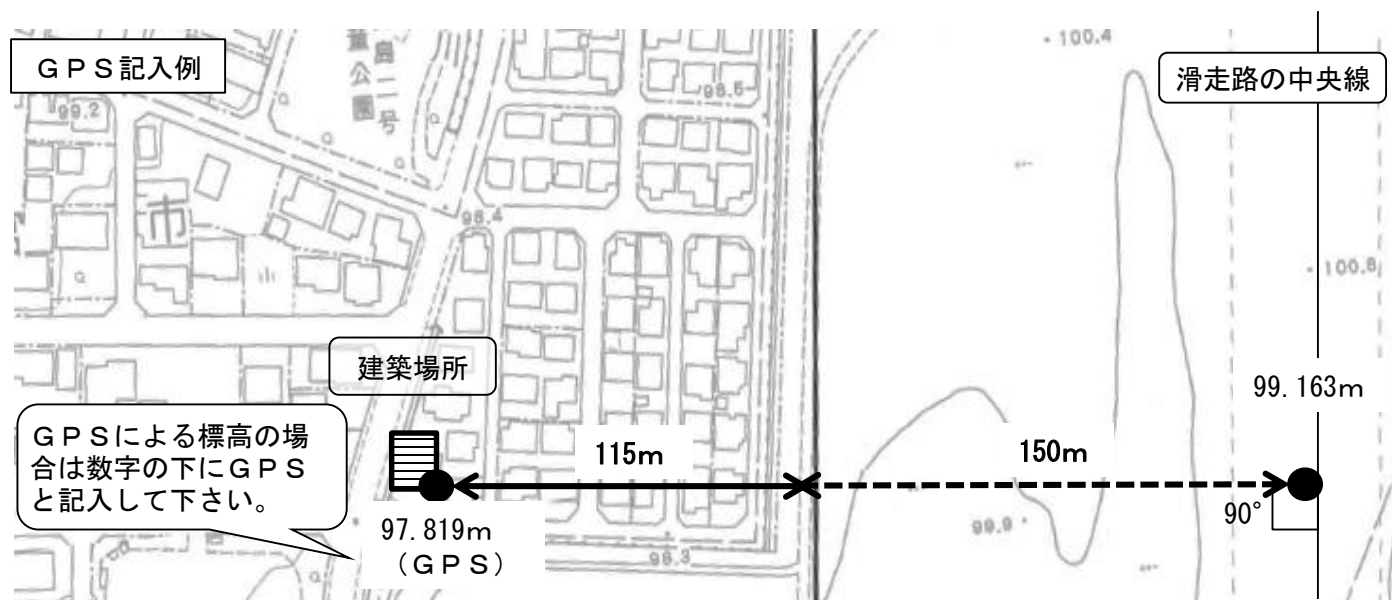
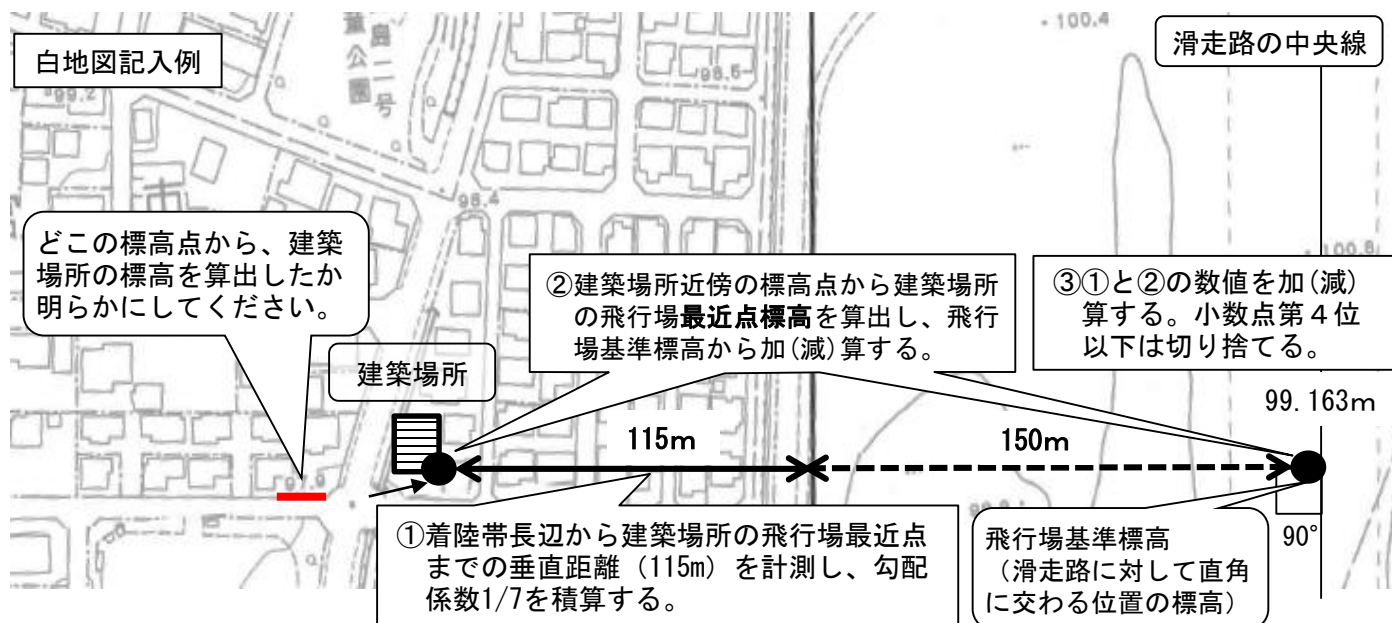


### ◎ GPSを使用した場合の計算例

- ①  $740\text{m} \div 50\text{m} = 14.8\text{m}$ （進入表面制限高）
- ②  $102.164\text{m} - 107.338\text{m} = -5.174\text{m}$ （北標高点と建築場所の標高の高低差分）
- ③  $14.8\text{m} - 5.174\text{m} = 9.626\text{m}$ （北標高点と建築場所の標高との差分を加味した最終値）

- \* 計算式は小数点第4位を切捨てで計算してください。
- \* TVアンテナ等の仮設物についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。
- \* 標高点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されています。
- \* 案内図は、飛行場（使用した標高点）と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。
- \* 図面には必ず「縮尺」及び作成者の「署名」又は「記名」を付してください。

## 転移表面作成例(その1)の案内図作成例

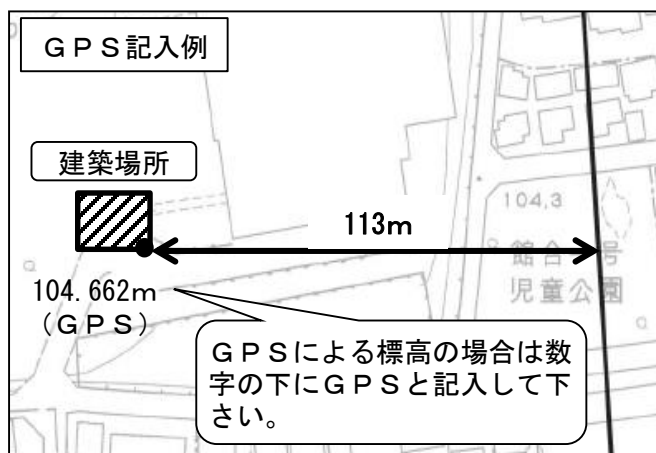
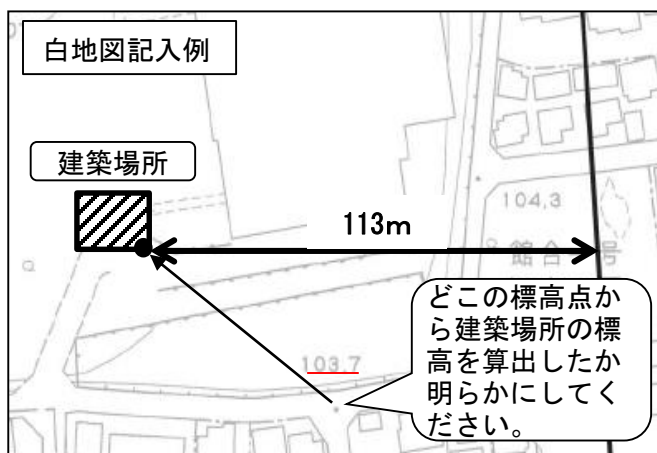
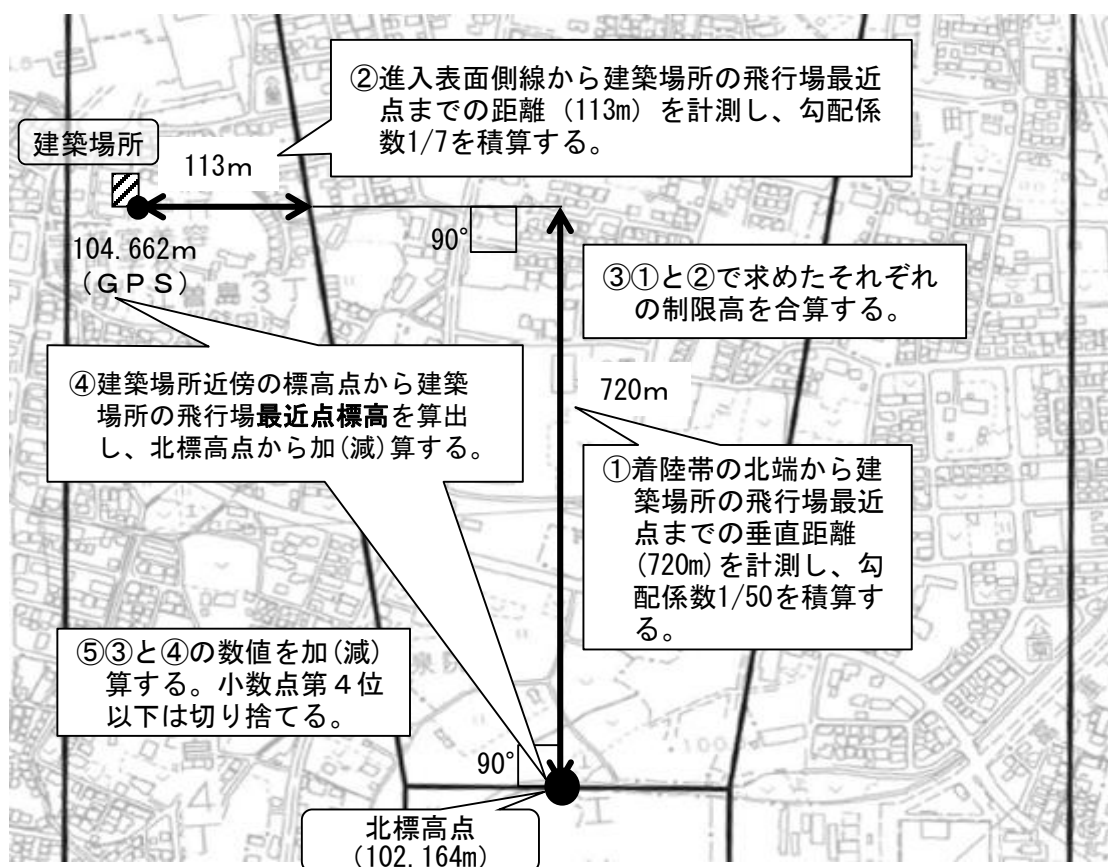


### ◎ GPSを使用した場合の計算例

- ①  $115\text{m} \div 7\text{m} = 16.428\text{m}$  (転移表面制限高)
- ②  $99.163\text{m} - 97.819\text{m} = 1.344\text{m}$  (飛行場標高と建築場所の高低差分)
- ③  $16.428\text{m} + 1.344\text{m} = 17.772\text{m}$  (飛行場標高と建築場所の標高との差分を加味した最終値)

- \* 計算式は小数点第4位を切捨てで計算してください。
- \* TVアンテナ等の仮設物についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。
- \* 標高点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されてます。
- \* 案内図は、飛行場(使用した標高点)と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。
- \* 図面には必ず「縮尺」及び作成者の「署名」又は「記名」を付してください。

## 転移表面作成例(その2)の案内図作成例 (北側の場合)



### ◎ GPSを使用した場合の計算例

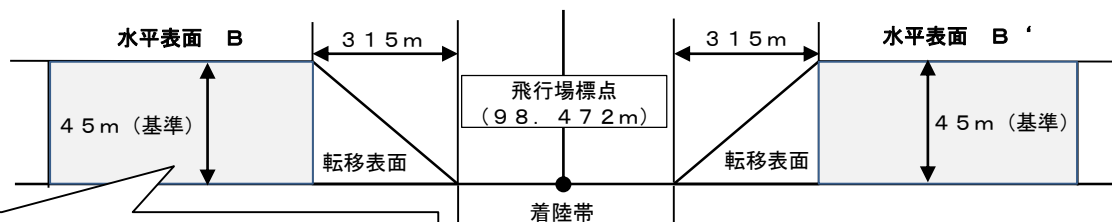
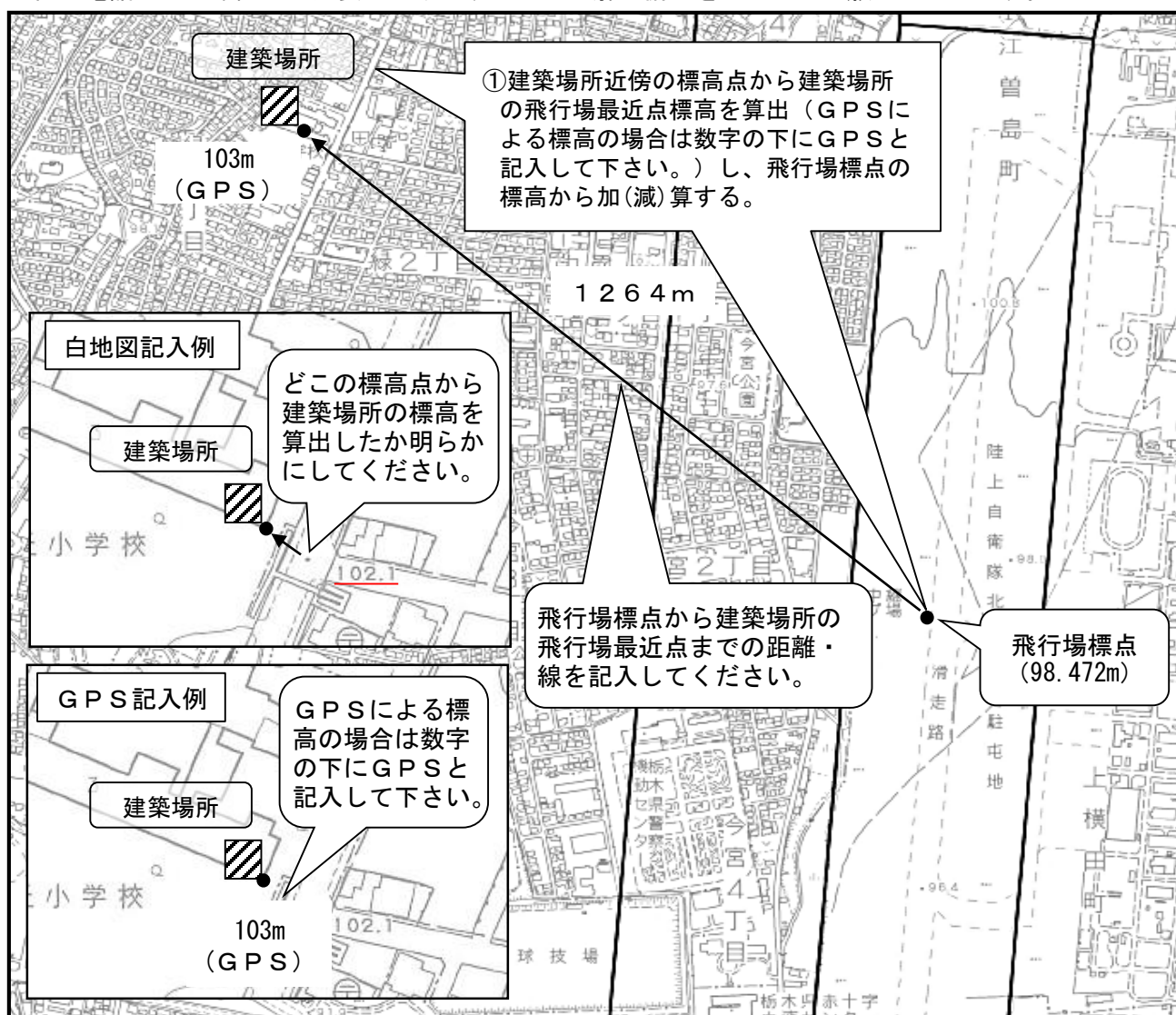
- ①  $720\text{m} \div 50\text{m} = 14.4\text{m}$  (進入表面制限高)
- ②  $113\text{m} \div 7\text{m} = 16.142\text{m}$  (転移表面制限高)
- ③ ① + ② = 30.542m
- ④  $102.164\text{m} - 104.662\text{m} = -2.498\text{m}$  (北標高点と建築場所の標高の高低差分)
- ⑤  $30.542\text{m} - 2.498\text{m} = 28.044\text{m}$  (北標高点と建築場所の標高との差分を加味した最終値)

- \* 計算式は小数点第4位を切捨てで計算してください。
- \* TVアンテナ等の仮設物についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。
- \* 標高点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されています。
- \* 案内図は、飛行場(使用した標高点)と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。
- \* 図面には必ず「縮尺」及び作成者の「署名」又は「記名」を付してください。



## 水平表面作成例

※ 水平表面の物件に関しては、建築高15m未満（アンテナ等含）の物件は書類の提出は必要ありません。  
但し電話にての確認のみ必要となりますのでご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



② 水平表面の白紙的な制限高は4.5mで固定されており、この高さから①で求めた数字を加（減）算する。

◎ GPSを使用した場合の計算例

①  $98.472\text{m} - 103\text{m} = -4.528\text{m}$ （飛行場標点と建築場所の標高との差分）

②  $45\text{m} - 4.528\text{m} = 40.472\text{m}$ （水平表面と上記差分を加味した最終値）

- \* 計算式は小数点第4位を切捨てで計算してください。
- \* TVアンテナ等の仮設物についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。
- \* 標高点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されています。
- \* 案内図は、飛行場（使用した標高点）と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。
- \* 図面には必ず「縮尺」及び作成者の「署名」又は「記名」を付してください。